

茨城県動物愛護管理推進計画
(第3期)

平成27年10月

目 次

I 総 論

1	推進計画改定の趣旨	1
2	計画の位置づけと性格	1
3	計画期間と進行管理	2
4	計画の基本方向	2
	(1) 動物愛護の普及啓発と県民への定着	
	(2) 動物の適正飼育と飼い主責任の徹底	
	(3) 動物愛護推進体制の構築と関係者の役割	
5	茨城県の動物愛護の現況	4
	(1) 動物愛護関係指標の現況	
6	動物愛護推進目標の設定	6

II 各 論

1	殺処分「ゼロ」のための取り組み	10
	(1) 適正な犬・猫引取業務の推進	
	(2) 収容した犬猫の譲渡推進	
	(3) 猫の適正飼養等の推進	
2	動物愛護の普及啓発	13
	(1) 県民への動物愛護意識の啓発	
	(2) 飼い主への適正飼養の普及啓発	
3	動物愛護を担うひとづくり	16
	(1) 動物愛護推進員の育成	
	(2) 民間団体の育成と強化	
	(3) 動物取扱業者の適正化	
	(4) 特定動物飼養者の資質向上	
	(5) 行政担当者の資質向上	
4	災害時の対応	19
5	学校教育との連携	20
6	その他の取り組み	21
	(1) 動物愛護推進拠点のあり方と連携	
	(2) 動物由来感染症に関する調査研究	
	(3) 実験動物の適正な取扱いに係る普及啓発	
	(4) 産業動物の適正な取扱いに係る普及啓発	
	(5) 遺棄や虐待事例等における警察との連携	

Ⅲ 資 料 編

○ 表 1	茨城県の殺処分頭数等の推移（平成2年度から平成26年度）	-----	25
○ 表 2	都道府県別 犬の登録，犬猫の殺処分頭数（平成25年度）	-----	26
○ 表 3	都道府県別 犬の登録・狂犬病予防注射頭数等（平成25年度）	-----	27
○ 表 4	市町村別 犬の登録・狂犬病予防注射頭数等（平成26年度）	-----	28
○ 表 5	市町村別 犬猫の引取り及び捕獲頭数（平成26年度）	-----	29
○ 表 6	市町村別 動物愛護管理推進計画達成のための削減目標頭数 （平成26年度 犬の引取り頭数）	---	30
○ 表 7	市町村別 動物愛護管理推進計画達成のための削減目標頭数 （平成26年度 猫の引取り頭数）	---	31
○ 表 8	市町村別 動物愛護管理推進計画達成のための削減目標頭数 （平成26年度 犬猫の引取り頭数）	--	32
○ 表 9	市町村別 動物愛護管理推進計画達成のための削減目標頭数 （平成26年度 犬捕獲頭数）	-----	33
○ 表10	災害時における愛玩動物の救護活動に関する協定	-----	34
○	茨城県の動物愛護管理行政の沿革	-----	35

I 総論

1 推進計画改定の趣旨

茨城県では、平成15年5月に「茨城県動物愛護推進計画」（以下「推進計画」という。）を策定し、「人と動物が共生する地域社会」の実現に向けて、県民一人ひとりに動物を愛護する心を育み、動物に関する正しい知識や習性を理解した飼育方法等を普及するため、県、市町村、民間団体、地域、動物の飼い主や県民等の様々な関係者が担う役割や、今後取り組むべき方策を明確にし、相互に連携しながら推進すべき動物愛護に関する具体的内容を示して、施策の展開を図ってまいりました。

その間、平成18年10月に「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」（以下「国の基本指針」という。）が示されたことから、平成20年3月に「推進計画」を改定し、さらなる茨城県の動物愛護の総合的な推進を図ってまいりました。

しかしその一方で、不適切な動物の飼い方によって近隣の人へ迷惑や危害を及ぼしたり、無責任な飼い主が動物を棄てたり、心ない人が動物を虐待するなどの問題が散発する残念な状況があります。

こうした背景及び状況を踏まえ、平成24年9月に、「動物の愛護及び管理に関する法律（以下「法」という。）」が改正され、人と動物の共生する社会の実現を図ること、動物の所有者の責務として終生飼養等が明記されたこと等も踏まえ、平成25年9月に「国の基本指針」が改定されました。

また、県は、平成25年度に茨城県動物の愛護及び管理に関する条例（以下「条例」という。）を改正し、猫の屋内飼養や災害時の備えのほか、犬の譲渡推進等や多頭飼養届出の対象動物に飼い猫を加える規定を新たに盛り込むなど、犬や猫の適正飼養の推進を図っているところです。

これら、「法」や「国の基本指針」、「条例」に規定された項目のうち、現在の「推進計画」に含まれていない項目については新たに追加するなどし、さらには、平成29年度の目標として掲げていた、「犬及びねこの引取り頭数3,500頭未満」及び「動物の譲渡頭数500頭以上」を平成26年度に達成したことから、目標数値を見直すとともに、完了した施策を削除するなど、所要の改正を行い、あわせて名称についても「茨城県動物愛護管理推進計画」と改称しました。

2 計画の位置づけと性格

この計画は、茨城県の中長期的な動物愛護の推進方向を具体的指針として示すものであり、この計画を実現するためには、県のみならず市町村、動物愛護推進員、民間団体、個人ボランティア、地域、動物の飼い主や県民など多くの関係者の連携と実践行動が不可欠であり、地域での日常生活の様々な場面を通じて、この計画が協働して推進されることを期待するものです。

3 計画期間と進行管理（平成27年度～35年度）

この計画の期間は、平成27年度から平成35年度末までの9年間とします。

また、計画の進捗状況等については、別に設定する動物愛護推進目標等をもとに、平成30年度を中間目標年度として、定時的な進行管理と評価を行います。

4 計画の基本方向（人と動物が共生する地域社会の実現）

（1）動物愛護の普及啓発と県民への定着

動物が命あるものであることを踏まえ、人と動物の共生を前提に、動物の習性を理解した適正な取扱いや飼育管理について、県、市町村、動物愛護推進員、民間団体、地域、動物の飼い主等、多くの関係者が連携協働して、幼児教育・学校教育などの教育活動や広報活動などを通じ、県民への動物愛護意識の普及啓発に努め、日常生活への定着に取り組みます。

特に、広く県民の間に動物を慈しむ愛護の気風を招来し、生命尊重等の情操の涵養を図るための普及啓発活動に積極的に取り組みます。

（2）動物の適正飼育と飼い主責任の徹底

動物の適正な飼養は飼い主の責務であり、動物愛護の根幹でもあります。飼育している動物の健康と安全の保持、人の生命や財産への危害の防止、動物の飼養を通じた他人への迷惑防止に常に留意し、動物を終生飼養することが飼い主に課せられた責務です。

しかしながら県内では、飼い犬については条例に規定しているけい留義務を守らない飼い主も多くおり、動物の適正飼育に関して飼い主の認識には相違が見受けられます。

こうしたことから、県、市町村、動物愛護推進員、民間団体等の関係者が連携して、動物の適正飼育と飼い主責任の徹底に関する啓発とモラル向上運動に取り組み、「人と動物が共生する地域社会」づくりを進めます。

（3）動物愛護推進体制の構築と関係者の役割

① 県の役割

県（動物指導センター）は、動物愛護推進の中核（拠点）として市町村、民間団体、動物愛護推進員等と緊密に連携し動物愛護推進体制を構築するとともに、この計画全体の進行管理を行う。

② 市町村の役割

市町村は、この計画に基づき、動物愛護推進員等と連携して、地域における動物の飼い主、住民に対する普及啓発を推進する。

また、一部の市町村では、不妊去勢手術への助成、動物愛護管理条例の制定、動物愛護協議会の設置が行われるなど、地域での動物愛護管理の問題解決に向けた先導的な取り組みが行われ、一定の成果が得られていることから、これらの取り組みを参考として、各市町村の実情に合わせた関連施策の充実強化に可能な限り取り組んでいく。

③ 動物の飼い主の役割

動物の飼い主は、動物が命あるのもであることを十分に認識した適正な飼育管理に努め、「人と動物が共生する地域社会」実現のための飼い主責任を履行する。

④ 県民の役割

県民は、この計画を理解し、「人と動物が共生する地域社会」実現のために必要な協力を行う。

⑤ 公益社団法人茨城県獣医師会（以下「県獣医師会」という。）の役割

県獣医師会は、公益的な職能団体として専門的な立場から、公衆衛生の向上、動物愛護文化の普及発展の面からこの計画を推進する。

⑥ 動物愛護推進員の役割

動物愛護推進員は、日常的な活動を通じてこの計画を推進する。

⑦ 民間団体等の役割

動物愛護活動を行う民間団体及び個人ボランティアは、この計画の推進にあたって、行政や飼い主に対し実施可能な支援及び協力を行う。

⑧ 第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者（以下「動物取扱業者」という。）の役割

動物取扱業者は、その業務を通じて動物の飼育希望者又は飼育者等に対する正しい知識の提供と普及啓発に努め、この計画の推進に協力する。

⑨ 幼児教育・学校教育関係機関の役割

学校をはじめとする教育関係機関は、幼児・児童に対する動物愛護教育に努め、この計画を推進する。

⑩ その他関係者の役割

実験動物、産業動物を含む動物を扱う全ての関係者は、この計画の推進に協力する。

5 茨城県の動物愛護の現況

(1) 動物愛護関係指標の現況

① 犬及び猫の殺処分頭数

茨城県の犬の殺処分頭数は、平成16年度には8,837頭であったものが平成25年度には2,158頭と大幅に減少(75.6%減)しているものの、平成17年度から平成24年度の8年間連続で全国ワーストであり、平成25年度はワースト2位と依然として多い状態が続いています。

一方、茨城県の猫の殺処分頭数は、平成16年度には5,280頭であったものが平成25年度には2,773頭へ減少(47.5%減)しているものの、犬に比べると減少率が低く、新たな課題となっております。

また、平成25年度の猫の殺処分頭数は全国順位で14番目に多い頭数でした。

なお、平成26年度の殺処分頭数は、犬で1,751頭、猫で2,218頭となっておりますが、全国集計は出ておりません。

② 犬及び猫の引取頭数

茨城県の犬の引取頭数は、平成16年度には4,371頭であったものが平成25年度には934頭と大幅に減少(78.6%減)しました。

また、同期間に猫は5,292頭から3,038頭へ減少(42.6%減)しました。

猫の引取頭数のうち約9割が飼い主不明の子猫であり、その対策が急務となっております。

なお、平成26年度の引取頭数は、犬で558頭、猫で2,645頭となっております。

③ 犬の捕獲頭数

茨城県の犬の捕獲頭数は、平成16年度には4,681頭であったものが平成25年度には2,181頭へ減少(53.4%減)しましたが、全国順位でワーストになっています。茨城県は住宅の敷地面積が広く、雪があまり降らないなど比較的温暖な気候なので、犬が外で飼われる場合が多く、放し飼いや逸走、みだりに繁殖することが原因となり捕獲頭数が多いと推測されます。

なお、平成26年度の犬の捕獲頭数は、2,048頭となっております。

④ 犬及び猫の返還頭数

茨城県の犬の返還頭数は、平成16年度の111頭(返還率2.3%)から平成25年度には139頭(返還率6.4%)へ増加しているものの、返還率の全国順位がワースト1位でした。

また、飼い主不明として引き取る猫は、ほとんどが負傷した猫や産まれたばかりの子猫に限られていることから、本来の飼い主への返還に至るといような実績はほとんどありませんが、収容した負傷猫については飼い主がいる可能性があるため、動物指導センターホームページで平成25年9月から収容情報の公表を始めました。

なお、平成26年度の犬の返還頭数は、146頭(返還率7.1%)となっておりますが、全国集計は出ておりません。

⑤ 犬及び猫の譲渡頭数

茨城県の犬及び猫の譲渡頭数は、平成16年度の117頭から平成25年度には1,159頭へ大幅に増加しています。これは新たな飼い主を探す活動を行っている動物愛護関係団体等との協力により譲渡頭数が増加したためです。

平成25年度実績（犬827頭 猫332頭 合計1,159頭）では、犬が全国順位で5番目に多く、犬及び猫の合計では11番目に多い頭数でした。

なお、平成26年度の譲渡頭数は、犬で704頭、猫で403頭となっておりますが、全国集計は出ておりません。

6 動物愛護推進目標の設定

茨城県の動物愛護推進目標を次のように設定します。

目標：犬及び猫の殺処分頭数「ゼロ」を目指して

犬及び猫について、殺処分を行わなければならない頭数「ゼロ」を動物愛護の推進程度を押し量る指標として設定し、これを究極的な目標とします。

【殺処分頭数「ゼロ」を達成するための数値目標】

○ 犬及び猫の殺処分頭数の減少

県が引取る犬及び猫の頭数並びに捕獲する犬の頭数を減少し、飼い主への返還と新たな飼い主への譲渡を推進し、殺処分頭数を減少させます。

数値目標 平成35年度 犬及び猫の殺処分頭数 1,000頭未満

(参考 平成25年度 犬及び猫の殺処分頭数 4,931頭)

平成35年度目標：平成25年度比約8割減

○ 殺処分を減少させるための数値目標

(1) 犬及び猫の引取頭数の減少

犬及び猫の引取頭数については、県、市町村、動物の飼い主等の関係者が一体となって削減を推進します。

数値目標 平成35年度 犬及び猫の引取頭数 1,500頭未満

(参考 平成25年度 犬及び猫の引取頭数 3,972頭)

平成35年度目標：平成25年度比約6割減

(2) 犬の捕獲頭数の減少

犬の捕獲、抑留頭数については、県、市町村、動物の飼い主等の関係者が一体となって削減を推進します。

数値目標 平成35年度 犬の捕獲抑留頭数 1,000頭未満

(参考 平成25年度 犬の捕獲抑留頭数 2,181頭)

平成35年度目標：平成25年度比約5割減

(3) 犬及び猫の返還頭数の増加

動物指導センターでの公表情報を活用し、収容した犬及び猫の飼い主への返還を増やします。

数値目標 平成35年度 犬及び猫の返還頭数 300頭以上

(参考 平成25年度 犬及び猫の返還頭数 139頭)

平成35年度目標：捕獲頭数の3割を返還(平成25年度：約6.4%)

(4) 犬及び猫の譲渡頭数の増加

収容した犬及び猫の生存機会を増やし、適正に終生飼養されることを目的として、新たな飼い主を探す活動を行っている動物愛護関係団体と連携し、譲渡頭数を増やしていきます。

数値目標 平成35年度 犬及び猫の譲渡頭数 1,200頭以上

(参考 平成25年度 犬及び猫の譲渡頭数 1,159頭)

**平成35年度目標：飼い主不明犬猫の収容のうち約5割を譲渡
(平成25年度：約2割)**

【殺処分頭数「ゼロ」を達成するための数値目標の詳細】

○ 犬及び猫の殺処分頭数の減少

数値目標 平成35年度 犬及び猫の殺処分頭数 1,000頭未満

《犬, 猫の別》

	平成16年度	平成25年度	平成30年度 (中間目標)	平成35年度 (目標)
犬	8,837	2,158	1,000	400
猫	5,280	2,773	1,400	600
合計	14,117	4,931	2,400	1,000

○ 殺処分を減少させるための数値目標

(1) 犬及び猫の引取頭数の減少

数値目標 平成35年度 犬及び猫の引取頭数 1,500頭未満

《犬, 猫の別》

	平成16年度	平成25年度	平成30年度 (中間目標)	平成35年度 (目標)
犬	4,371	934	500	300
猫	5,292	3,038	1,800	1,200
合計	9,663	3,972	2,300	1,500

《成犬, 子犬の別》

	平成16年度	平成25年度	平成30年度 (中間目標)	平成35年度 (目標)
成犬	1,675	570	300	200
子犬	2,696	364	200	100
合計	4,371	934	500	300

《成猫, 子猫の別》

	平成16年度	平成25年度	平成30年度 (中間目標)	平成35年度 (目標)
成猫	881	337	200	100
子猫	4,411	2,701	1,600	1,100
合計	5,292	3,038	1,800	1,200

(2) 犬の捕獲頭数の減少

数値目標 平成35年度 犬の捕獲抑留頭数 1,000頭未満

《成犬, 子犬の別》

	平成16年度	平成25年度	平成30年度 (中間目標)	平成35年度 (目標)
成犬	2,960	1,260	900	600
子犬	1,721	921	600	400
合計	4,681	2,181	1,500	1,000

(3) 犬及び猫の返還頭数の増加

目標 平成35年度 犬及び猫の返還頭数 300頭以上

《犬, 猫の別》

	平成16年度	平成25年度	平成30年度 (中間目標)	平成35年度 (目標)
犬	111 返還率2.3%	139 返還率6.4%	200 返還率13.3%	300 返還率30.0%
合計	111	139	200	300

返還率：犬捕獲頭数／犬返還頭数

(4) 犬及び猫の譲渡頭数の増加

目標 平成35年度 犬及び猫の譲渡頭数 1,200頭以上

《犬, 猫の別》

	平成16年度	平成25年度	平成30年度 (中間目標)	平成35年度 (目標)
犬	105	827	800	600
猫	12	332	400	600
合計	117	1,159	1,200	1,200

Ⅱ 各 論

1 殺処分「ゼロ」に向けた取り組み

(1) 適正な犬・猫引取業務の推進

【現状と課題】

法第35条では、飼いきれなくなり所有権を放棄された又は遺棄された後に拾得された犬及び猫について、行政による引取り措置を定めています。これは、動物保護管理法（昭和48年に制定された、現在の「動物の愛護及び管理に関する法律」の前身となる法律です。）を制定する一つの動機ともなった犬や猫の安易な遺棄の横行、それによる野良犬や野良猫の増加と咬傷（咬みつき）事故など人への危害の頻発という当時の社会状況に対処するため、犬や猫の遺棄を未然に抑止していく具体的な方策として、定められました。

本県では、動物保護管理法（平成18年6月1日に「動物の愛護及び管理に関する法律」に改正されました。）に基づく引取りを、平成16年10月から有料化し、平成22年度からは動物指導センターの「窓口」のみで対応しています。平成21年度まで実施していた定時定点引取りは、引取依頼者の利便性を考慮したものでしたが、終生飼養等の飼い主の責務の徹底を強力に促す趣旨から廃止しました。

平成25年9月に施行された改正法では、飼い主に対して終生飼養に努めるよう求めており、犬猫等販売業者からの引取り、繰り返し引取りを求めるリピーター、不妊去勢手術の指示に従わない者、老齢又は疾病を理由とした引取り、譲渡先を探さない者等からは、引取り拒否できることが規定されました。県では、これらの引取り拒否要件を適切に運用し、飼い主責任の徹底を図っています。

しかし、本県では、依然として殺処分頭数が多く、特に犬の殺処分頭数は、全国ワースト2位となっています。また、引き取られる猫の約90%が飼い主不明の子猫で占められており、その対策が必要となっています。

【推進方向と計画】

① 県民や飼い主に対する終生飼養の啓発強化

ア 引取体制の見直し

- ・ 県内唯一の引取窓口である動物指導センターの引き取り体制を見直し、事前予約制等により、飼い主への終生飼養の指導を徹底する。(新)
- ・ 個別の引取り理由などを精査し、法に基づく拒否要件を適切に運用する。(新)

イ 動物の終生飼養の啓発の強化

- ・ 動物の終生飼養に関する啓発を強化する。(継)
- ・ 引取りを依頼する飼い主へ引取られた犬猫が殺処分される実態を知らせる。(新)
- ・ 県警と連携した捨て犬・猫の防止の啓発を強化する。(新)

② 行政コストを勘案した引取り手数料額の設定

ア 行政コストに応じた飼い主負担による引取り制度の継続

- ・ 法第35条第1項に基づく犬及び猫の有料引取りについて、制度の正しい理解を啓発する。(継)

③ 市町村別の引取頭数削減目標の設定と削減に向けての実践

ア 市町村別引取頭数削減に向けた普及啓発の推進

- ・「総論」で設定した動物愛護推進目標を達成するため、平成25年度実績をベースに市町村別の引取頭数削減目標を別掲（表6～8）のとおり設定し、削減目標達成のための働きかけを行う。（継）

（2）収容した犬猫の譲渡の推進

【現状と課題】

動物指導センターでは収容した犬猫の生存機会を拡大するため、民間団体、個人ボランティアや動物愛護推進員など多くの関係者の協力を得て、犬及び猫の譲渡事業を実施しており、こうした協力者を通じて、年間1,000頭程度を新たな飼い主へ譲渡しています。

また、改正法及び改正条例により、飼い主への返還と新たな飼い主への譲渡を進めることが規定されたことから、譲渡手段等の多様化に取り組む必要があります。

【推進方向と計画】

① 引取った犬及び猫の生存機会の拡大

県が収容した犬及び猫の生存機会拡大のため新たな飼い主への譲渡事業を推進する。

- ・ 民間団体、個人ボランティアへの譲渡の拡大を図る。（新）
- ・ 県域を越えた自治体間の広域譲渡の推進を図る。（新）
- ・ 県が抑留した犬で返還の申し出がなかった成犬の譲渡を推進する。（新）

② 譲渡犬・猫への不妊去勢手術の実施

動物指導センターが、一般県民に対して譲渡する成犬、成猫については、一定の条件のもと、不妊去勢手術を実施後譲渡する。（新）

（3）猫の適正飼養等の推進

○ 飼い猫の屋内飼養等の推進

【現状と課題】

飼い猫を屋外で自由にさせる屋外飼養は、その猫が近隣の住宅等で糞尿をしたり、器物を傷付けたりなどの問題を引き起こす事例があり、動物指導センターへも多くの苦情相談が寄せられています。また、屋外飼養の猫は、交通事故や他の猫から感染症に罹る可能性もあります。

また、改正条例により、飼い猫を屋内飼養とすることが努力義務としていることから、その周知が必要です。

【推進方向と計画】

- ① 飼い猫の所有者に対する「屋内飼養」の普及啓発の推進
 - ・ 改正条例等の趣旨に基づき、飼い猫の所有者等に対し、疾病の感染防止、不慮の事故防止等猫の健康と安全保持の観点から、猫の適正な飼養管理の3原則「屋内飼養」「不妊去勢の実施」「個体識別措置の実施」について普及啓発し推奨する。
(継)
 - ・ 市町村と協力して猫の苦情が多い地域での啓発を行う。(新)
 - ・ 飼い猫の多頭飼養の届出制度を活用し、多頭飼養者へみだりに繁殖しないような飼養方法等についての助言、指導を行う。(新)

○ 地域猫活動の支援

【現状と課題】

動物指導センターに収容され殺処分される猫の約90%は、飼い主不明の子猫です。これらの子猫は野良猫が産んだ子猫も多く、野良猫への不妊去勢手術を実施することで収容される子猫の頭数を削減することができます。

また、野良猫による被害の相談も動物指導センターへ寄せられていますが、飼い主がいなかったため飼養管理の指導等を行うことができません。

野良猫の問題解決のため、一部の地域では、野良猫を地域猫として飼養する取り組みが行われています。

※地域猫とは（「住宅密集地における犬猫の適正飼養ガイドライン」

平成22年2月 環境省）

地域の理解と協力を得て、地域住民の認知と合意が得られている、特定の飼い主のいない猫。その地域にあった方法で、飼育管理者を明確にし、飼育する対象の猫を把握するとともに、フードやふん尿の管理、不妊去勢手術の徹底、周辺美化など地域のルールに基づいて大切に飼育管理し、これ以上数を増やさず、一代限りの生を全うさせる猫を指します。

【推進方向と計画】

- ① 地域猫活動の支援
 - ・ 地域猫活動のためのガイドラインを作成する。(新)
 - ・ 地域猫活動を行っている民間団体を把握し、市町村とも協力して、団体支援を行う。(新)
 - ・ 一定の要件を満たす場合において、県動物指導センターで飼い主がいない猫に対する不妊去勢手術を実施する。(新)

2 動物愛護の普及啓発

(1) 県民への動物愛護意識の啓発

【現状と課題】

茨城県は、法第4条に規定する動物愛護週間（9月20日～26日）に因み、9月を動物愛護月間として拡大するなど、動物愛護啓発活動を強化してまいりました。

動物愛護月間では、動物指導センターが実施機関となって、県獣医師会、日本愛玩動物協会県支部、動物愛護推進員等の関係者の協力を得て、県民の動物愛護意識の向上のため、終生飼養や繁殖制限等の適正な飼養管理についての啓発に努めるとともに、広報媒体（ポスター、リーフレット、ラジオ広報、県広報誌等）や市町村広報を通じた啓発にも取り組んできました。

また、県内では身近な家庭動物として約19万頭の犬が登録されていますが、実際には約29万頭の犬が飼育され、約24万頭の猫が飼育されているものと推定されます。（（一社）ペットフード協会調査結果から推計）

しかし、動物愛護意識の浸透程度を推し量る指標とも言える法第35条に基づく犬及び猫の引取りと条例第12条に基づく犬の捕獲頭数は全国的に見ても高位にあり、平成24年度の犬猫合わせた収容頭数は、7,391頭（全国209,387頭）と、全国第7位に位置するなど、飼い主の終生飼養責任が果たされていない状況にあります。

このため、本県の動物愛護管理行政の現状や殺処分の実態などを通じて、動物が命あるものであることを強く訴え、広く県民の間に動物を慈しむ愛護の気風を招来し、日常生活の中に動物愛護意識を定着させる必要があります。

【推進方向と計画】

① 動物愛護の普及啓発を県民運動として展開（新）

動物愛護の普及啓発の取り組みをさらに発展させるため、市町村や県獣医師会、動物愛護推進員、民間団体のほか動物取扱業者や動物関連の教育機関などの動物に関わる全ての関係者との協力関係を構築する。

また、県民運動として動物愛護の普及啓発を展開するため、動物の飼い主のみならず、動物を飼っていない方やこれから動物を飼おうとする方など全ての県民を巻き込みながら、動物愛護の普及啓発を図る。

ア 市町村独自の動物愛護の取り組みに対する働きかけや支援の実施

イ 市町村での地域イベントを通じて、動物を飼っていない方を含めた県民全般に向けた動物愛護の普及啓発活動の実施

イ 県獣医師会の各種イベントにおける動物愛護の普及啓発活動の実施

ウ 動物取扱業者に対し、動物取扱責任者講習会などを通じて、店頭への啓発資材配置など、これから動物を飼う方への動物愛護の普及啓発活動に対する協力の呼びかけ

エ 動物関連教育機関への出前講習などを通じて、将来動物関連の職業に就く可能性の高い動物関連教育機関の生徒に対する動物愛護行政への理解と動物愛護の普及啓発活動に対する協力の呼びかけ

② 動物の適正な飼養管理の普及

ア 家庭動物の適正な飼養管理の知識の普及

- ・ 犬及び猫に代表される家庭動物の適正な飼養管理についての知識を普及し、「責任ある飼い主」を育成するとともに、終生飼養の徹底、動物の虐待や遺棄を許さない社会環境をつくる。

イ 動物の終生飼養、犬及び猫の繁殖制限措置の啓発

- ・ 市町村広報を積極的に活用する。(継)
- ・ 動物愛護推進員活動を促進する。(継)

③ 啓発活動の充実

ア 動物愛護の普及啓発に関する市町村の取組の強化

- ・ 市町村の動物愛護普及啓発担当窓口の明確化を図る。(継)
- ・ 動物愛護推進員活動に対する市町村支援を促進する。(継)

イ 動物愛護週間事業における啓発活動の強化

- ・ 啓発手段の多様化を図る。(継)

ウ 動物愛護関係情報の提供機能の強化

- ・ 動物指導センターホームページの発信内容を充実する。(継)

<http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/hoken/dobutsu/index.html>

エ 動物指導センター施設見学会の実施

小中学生とその保護者等を対象とした親子見学会や一般向けの見学会を実施し、本県の動物愛護管理行政の現状を広く知ってもらう。(新)

オ 動物愛護出前講座(仮称)の実施

本県の動物愛護管理行政の現状や動物指導センターの業務を広く知ってもらうために、各地域で実施する講演会や対話集会等へ講師として積極的に参加する。(新)

(2) 飼い主への適正飼養の普及啓発

【現状と課題】

動物の所有者の責務として、改正法では、逸走の防止、終生飼養及び繁殖制限が新たに規定されました。これらの責務規定の徹底が必要です。

さらに、県は、条例で「動物の愛護と管理」について細部を定めています。この条例第4条では、動物の生態や習性・生理を理解し愛護するとともに、動物が人の生命、身体・財産に危害を加えたり生活環境を害することがないように飼養管理し、その動物を終生飼育することなどを「動物の所有者の責任」として明示しています。また、犬については市町村と連携し、狂犬病予防法に基づく登録・予防注射の促進を図るとともに、条例に定められているけい留義務の徹底と健康状態に応じた適度な運動の実施など、飼い犬の所有者の遵守事項について啓発を行ってきました。

しかし、県や市町村へは、放し飼いや糞尿の放置、鳴き声・臭気など不適切な動物の飼育による苦情、飼育中途での動物の放棄や遺棄に関する苦情、飼育能力を超えた多頭飼育についての苦情、飼い主の判明しない中途半端な飼育に対する苦情等、様々な苦情が多数寄せられています。

こうした近隣への迷惑行為を未然に防止し、「人と動物が共生する地域社会」づくりを進めるため、さらに、動物の適正な飼養管理について普及啓発を推進していく必要があります。

【推進方向と計画】

① 動物の適正飼養の普及啓発

ア 動物の習性や生理に応じた適正な飼育管理の普及啓発の推進

- ・ 法、条例に基づく「逸走防止」、「終生飼養」、「繁殖制限」、「動物の所有者又は占有者の責務等」、「飼い犬の所有者の遵守事項」及び「猫の所有者の遵守事項」の普及啓発に努める。(継)
- ・ 「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」の普及啓発に努める。(継)

イ 動物所有者の明示の促進

- ・ 「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」の趣旨に基づき、家庭動物等の所有者等に対し、所有する家庭動物等への名札、マイクロチップの装着等を促進し、動物の所有者責任の一環として徹底する。(継)
- ・ マイクロチップの普及啓発を一層促進するため、県獣医師会の協力を得て、県が譲渡する犬・猫にマイクロチップを装着する。(継)

ウ 適正な飼養数と繁殖制限に関する啓発の強化

- ・ 「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」の趣旨に基づき、家庭動物の所有者等に対し、適正な飼養頭数と繁殖制限に関する啓発を強化する。(継)

エ 犬又は猫の不妊・去勢助成制度の拡大の促進

- ・ 県内11市町村（潮来市、境町、神栖市、つくば市、東海村、鹿嶋市、行方市、牛久市、古河市、阿見町、水戸市）や獣医師会が実施している犬又は猫の不妊・去勢助成制度の拡大を促進するため、不妊・去勢手術等の繁殖制限措置の有用性について普及啓発を強化する。(継)

オ 多頭飼養者への適正な飼養管理の普及啓発の推進

- ・ 多頭飼養施設への定期的な立入調査を行う。(新)

3 動物愛護を担うひとりづくり

(1) 動物愛護推進員の育成

【現状と課題】

茨城県は平成13年12月、全国に先駆けて、地域における犬、猫等の動物の愛護の推進に熱意と見識を有するボランティアを法第38条に基づく「動物愛護推進員（以下「推進員」といいます。）」として委嘱しました。

推進員は、地域での日常生活を通じて、動物の愛護と適正な飼養管理の重要性についての啓発活動や繁殖制限措置に関する助言等、法に掲げる活動に従事していただいています。

動物愛護を県民運動としてさらに高揚発展させるうえでも、推進員活動は極めて重要な役割を果たすこととなります。このため、推進員のさらなる資質の向上と均質化、推進員相互や行政・関係団体との連携強化、地域でのバランスがとれた推進員の配置、推進員活動の支援体制の構築などを推進する必要があります。

また、推進員の専門知識や経験に応じ、家庭動物、学校飼育動物、その他の動物等、対象分野別の役割機能の分担化も求められています。

この他、動物愛護に係わる多くの関係者に、知識習得のための不断の研鑽が求められています。

【推進方向と計画】

① 推進員活動の強化

ア 推進員の資質向上と連携強化の促進

- ・ 推進員実務研修会を開催する。(継)
 - 全体研修：動物指導センターが開催する研修会（年1回）
 - 個別会議：活動を行うにあたり必要に応じて実施する会議（適宜）
- ・ 推進員の得意分野を考慮した部会を設置し、動物指導センターが実施するふれあい教室、しつけ方教室や出前講座等へ協力をしてもらおう。(新)
- ・ 動物愛護出前講座（仮称）への協力（新）

イ 推進員の地域活動に対する支援

- ・ 活動に必要な知識の習得を目的に、研修会を開催する。(継)
- ・ 活動の活性化を図るため、推進員相互の協力、連携体制を整備する。(継)
- ・ 市町村が行う動物の管理・愛護活動において、市町村と推進員との連携促進するため、推進員の活動等に関する情報を市町村に提供する。(継)
- ・ 地区別に市町村、推進員等との意見交換会「動物愛護連絡会議（仮称）」を開催する。(新)
- ・ 「動物愛護推進員制度」を広く県民に周知し、推進員が活動しやすい環境整備に努める。(継)

ウ 新たな推進員の養成及び確保

- ・ 推進員養成講習会を開催する。(継)

(2) 民間団体の育成と強化

【現状と課題】

県内には、犬及び猫の譲渡事業や適正な飼養管理の啓発活動を行う民間団体、個人ボランティアやそのグループが多数存在していますが、県下全域を活動区域とした法人格のある団体はわずかです。

また、法第39条では、動物愛護推進員の委嘱の推進と推進員活動に対する支援等を進めるため、委嘱主体となる県、推進員の推薦母体となり得る動物愛護を目的とする公益法人、獣医師の団体、市町村等によって構成される「協議会」を組織することができる旨を規定しており、本県では平成16年7月から設置しています。

これまで、動物愛護活動を行う民間団体、個人ボランティアやそのグループの公益的な活動は、本県の動物愛護を推進するうえで極めて重要な役割を果たしてきました。こうした活動をさらに促進するため、公益的な動物愛護団体の育成と強化が必要となっています。

【推進方向と計画】

(1) 民間団体活動の支援

ア 動物愛護を目的とする民間団体の連携促進と活動の支援

- ・ 民間団体の連携促進と公益活動推進のための協議の場を設置する。(継)
- ・ 団体の活動拠点の確保について、関係情報の提供等、必要な支援を行う。(継)
- ・ 県と連携して適正に動物の譲渡に取り組むことができる団体の登録を進める。(新)

(3) 動物取扱業者の適正化

【現状と課題】

平成25年9月の改正法の施行により、動物取扱業の規制が強化され、適正化が図られているところです。従来動物取扱業である第一種動物取扱業のうち、犬猫等販売業については犬猫等健康安全計画を定め、その内容を遵守することや犬猫等の個体に関する帳簿の備付け等が必要になっています。

また、新たに営利性の無い第二種動物取扱業の届出制度が導入されました。

なお、動物取扱業者は、飼い主との接点となっていることから、動物愛護普及啓発のためにも重要な役割を担っています。

【推進方向と計画】

① 動物取扱業の適正化のための指導の実施

- ・ 動物取扱業監視指導計画を策定する。(新)
- ・ 犬猫等販売業者の適正化のため、犬猫等健康安全計画の遵守、販売に際しての情報提供や帳簿の備付けの徹底を図る。(新)

- ・ 第一種動物取扱業者の適正化のため、法の基準の徹底を図る。(新)
 - ・ 第二種動物取扱業者からの届出の徹底を図り、法の基準の周知を図る。(新)
- ② 動物取扱業者の資質向上のための研修等の実施
- ・ 動物取扱責任者講習会の受講を徹底する。(新)

(4) 特定動物飼養者の資質向上

【現状と課題】

特定動物は、万が一、逸走した場合、人への危害の可能性が高く、重大な事故につながりかねません。

また、特定動物の飼養者に対し、逸走時の知事への通報や捕獲器具を備える義務を茨城県動物の愛護及び管理に関する条例に規定しており、その周知が必要です。

【推進方向と計画】

- ① 特定動物飼養者の資質向上のための普及啓発
- ・ 特定動物飼養者に対して、関連法令等のほか、逸走時の知事への通報や捕獲器具を備える義務とあわせて、個体識別等の実施について周知徹底を図る。(新)
- ② 特定動物の逸走の通報があった場合の対応
- ・ 特定動物の逸走に係るガイドラインを作成する。(新)
- ③ 特定動物飼養場所への立入調査
- ・ 特定動物の飼養場所への定期的な立入調査を実施する。(継)

(5) 行政担当者の資質向上

【現状と課題】

動物の飼育等に関する相談は、動物指導センターだけでなく、市町村へ寄せられることも多くあります。しかし、市町村の担当職員は獣医師等の専門職ではないためその支援が必要です。

【推進方向と計画】

- ① 行政担当者の資質向上のための研修の実施
- ・ 県・市町村行政担当者研修会を開催する。(継)
- ② 市町村の取組み（動物愛護管理条例の制定、協議会等の設立、譲渡会開催等）に対する支援（新）

4 災害時の対応

【現状と課題】

東日本大震災発生時には、数多くの動物も犠牲になりました。地震や津波の被害を逃れて、飼い主がその所有する動物と避難所に避難しても、避難所側の受入れ体制ができていなかったり、ペットが避難所生活を送る上でのしつけ等を飼い主が行っていなかったことから、動物の取り扱いが適切でなかった事例がありました。

このため、本県では「茨城県災害時愛玩動物救護ガイドライン」及び「災害時における愛玩動物救護マニュアル」を策定し、災害時のペットとの同行避難を定めていることから、避難所を設置・運営する市町村の地域防災計画への反映を求めているところです。

また、改正条例においては、飼い主に対して災害時の備えに関する努力義務を規定するとともに、平常時からしつけ、食料等の備蓄や健康管理についても事前の準備を行うよう規定したところです。

【推進方向と計画】

① 災害等緊急時に備えた平時の対策

- ・ 家庭動物の所有者等にあつては、条例の規定に基づき、災害に際して「しつけ」、「ワクチン接種」などの必要な準備を行うよう啓発を行う。(継)
- ・ 特定動物、特定犬にあつては、災害発生時に動物の逸走を防止するため施設の保守点検の徹底や預け先の確保等を指導する。(継)
- ・ 動物取扱業者にあつては、災害の発生に備え、飼養・保管している動物の避難場所の確保や対応マニュアルなどを自主的に作成しておくよう指導する。(継)
- ・ 実験動物取扱施設にあつては、災害の発生時に、病原体に感染した動物等の逸走を防止するため、「逸走防止計画」の自主的な作成の実施を啓発する。(継)
- ・ 避難所に連れてこられた動物や、住民が避難した後に取り残された動物の保護活動が適切に行われるよう「茨城県災害時愛玩動物救護ガイドライン」及び「災害時における愛玩動物救護マニュアル」の周知を図っていく。(新)
- ・ 飼い主不明の被災動物を、新たな飼い主等に引き継ぐことができるよう、平時から市民団体や動物愛護推進員とのネットワークの構築を進めて行く。(継)
- ・ 防災訓練時にペット同行避難訓練を実施する。(新)
- ・ 市町村、推進員、ボランティア団体等を対象とした「災害時動物取扱い研修会(仮称)」を開催する。(新)
- ・ その他、学校飼育動物や産業動物などの災害時の対策について検討するように関係機関への働きかけを実施する。(新)

② 災害等緊急時の動物救護体制の整備

- ・ 災害等の緊急事態が発生した場合、県は、被害の程度や災害の規模等を勘案の上、県及び県獣医師会、関係団体で構成する「県被災動物救済本部」を設置し、組織的、かつ体系的に動物の救援に取り組んでいく。(継)
- ・ 動物愛護推進員へ「災害時における愛玩動物救護マニュアル」の周知を図り、災害時の避難所等での動物救護活動支援体制の整備を図る。(新)

5 学校教育との連携

【現状と課題】

県は、平成元年度から県獣医師会の協力を得て、小学校で飼育している小動物の健診や正しい飼い方の指導を行う「動物ふれあい教室」を開催し、動物とのふれあいを通じて、命の尊さや大切さに関する児童への情操教育に寄与するとともに、動物由来感染症の予防についても啓発を行なってきました。また、学校飼育動物の飼育指導を担当する小学校教諭を対象に、動物の習性に応じた正しい飼い方等に関する研修会を開催するなど、学校教育との連携を図り児童への動物愛護教育を推進してきました。この他、動物愛護の観点から学校飼育動物の飼育管理や取扱いを模範的に行っている小学校を「動物愛護実践校」として表彰しています。

一方、学校側では、飼育動物のけがや病気の際の措置対応や飼育動物の繁殖への対処、さらには季節の変化に応じた飼育の仕方など、その対処について日常的に不安を抱いている状況にもあります。飼育動物のけがや病気、不適切な繁殖や飼育管理などが放置されることは動物虐待にもつながりかねず、児童への情操涵養に逆効果を及ぼす結果となることも危惧されます。

こうした状況に備え、飼育動物の保健衛生対策や適切な飼育管理対策について、学校がいつでも相談できるいわゆる「学校獣医師」の存在が望まれるところです。動物とのふれあいや適正な飼育体験が、次代を担う子どもたちの心を育み、愛護の気風や生命尊重など情操の涵養に大きく寄与していることは言うまでもありません。

【推進方向と計画】

① 動物愛護教育の推進

ア 小学校等での動物愛護教育の推進

- ・ 「動物ふれあい教室」を発展させ、動物愛護推進員等の協力による幼児・児童への動物愛護教育を推進する。(新)
- ・ 「動物ふれあい教室」の対象を拡大し、中学校での開催を検討する。(新)
- ・ 教育庁が実施する学校飼育動物担当者への「動物飼育研修会」等への協力を行い、動物愛護管理法及び関連法令の周知を図る。(新)

② 学校飼育動物の飼育支援体制の構築と飼育の適正化の推進

ア 獣医師や動物愛護推進員などのボランティアを結集し、学校飼育動物の適正な飼育を地域で支援できる体制の構築を図る。

- ・ 学校飼育動物の適正な飼育を地域で支援できる体制を構築する。(継)

6 その他の取り組み

(1) 動物愛護推進拠点のあり方と連携

【現状と課題】

県は、狂犬病予防法に基づく業務に加えて旧動物保護管理法（昭和48年制定）及びに同法に基づく条例（昭和54年制定）を所管する機関として、昭和54年、笠間市に全国4番目の動物保護管理施設として動物指導センターを設置しました。開設当初から、引取り収容した犬及び猫の殺処分を担う管理施設としての役割が大きく、昭和57年からは動物愛護週間にちなんで動物愛護フェスティバルなどの啓発事業を展開するものの、引取り手のない犬や猫を殺処分するための施設としてのイメージが県民に強く定着しています。

この間、平成12年には法律の名称が「愛護」に改正されるなど、従来にも増して動物愛護へのなお一層の取り組みが求められることとなりました。他の自治体においては、動物愛護の普及啓発のための展示機能と公園機能を持つ常設の「啓発施設」を動物愛護管理センター等に設置する傾向にあり、これを動物愛護の推進拠点として幼児・児童の遠足コースにも組み込むなど、動物愛護の心を育むための施策を推進しています。また、全国の動物愛護管理センターの設置状況を見ると、動物の処分施設と啓発愛護施設の機能を併設する都道府県が多い中で、処分施設と啓発施設とを完全に分離して設置し、動物愛護啓発施設のみに特化した動物愛護センターを設置する自治体もあります。

一方、県内には、日立市かみね動物園やアクアワールド大洗があり、これらの施設は、ふだん目にすることのない野生動物や水生生物の生態、その生息する自然環境などについて観察体験し、幅広い年齢層が楽しむことができる動物展示施設としての役割を担っています。また、県の試験研究機関である畜産センター（石岡市）では、乳牛などの畜産動物とのふれあいが楽しめる放牧場や見学広場を整備し、見学者の受け入れを行なっています。各施設では、野生動物や畜産動物について来場者に関心と理解を深めていただくとともに、動物愛護の啓発にも間接的に寄与しています。

しかし、本県には、他自治体で整備されているような、動物愛護を考え実体験できる「啓発施設」は整備されていません。県民誰もがいつでも、家庭動物をはじめとする身近な小動物とのふれあいを通じて、法が示す動物愛護の理念を実体験でき、さらには動物の習性を理解した正しい飼育方法などが学べる総合的な「動物愛護推進拠点」の整備が望まれるところですが、中核市制度と特例市制度の統合など動物愛護管理行政に係る地方公共団体の役割分担を踏まえた将来構想とあわせ、既存の動物園などの動物飼育施設やアニマルセラピーを必要とする福祉施設などとの有機的な連携体制の構築などと絡めて、「動物愛護推進機能のあり方と連携」について十分な検討を進めていく必要があります。

【推進方向と計画】

① 県の動物愛護推進拠点の整備

ア 県の動物愛護推進拠点の整備の検討

- ・ 新たな愛護の拠点となる施設の整備を行うことについて、検討を重ねていく。

(継)

② 動物愛護推進機能のあり方と連携の検討

- ・ 動物愛護推進機能のあり方等検討のための検討会を設置する。
- ・ 動物園との連携，福祉施設との連携など，効率的・効果的な推進機能のあり方を多角的に検討する。(継)

(2) 動物由来感染症に関する調査研究

【現状と課題】

県は，ペットショップなどの第一種動物取扱業に対して毎年実施する動物取扱責任者講習会において動物由来感染症対策の指導を行っており，具体的な予防対策を指導するなど，動物由来感染症対策を図っているところです。

しかし，近年，ブタ由来の新型インフルエンザの世界的な流行，台湾での52年ぶりの狂犬病の発生等，動物由来感染症の散発事例が各地で新たに報告されていますので，飼育動物の健康管理など保健衛生対策についての啓発，情報収集・提供の拡充・強化が求められています。

【推進方向と計画】

① 動物由来感染症に関する正しい知識の普及

ア 狂犬病に関する正しい知識の普及

- ・ 狂犬病予防法に基づく犬の登録，予防注射の徹底について，啓発を行う。(新)

イ 動物由来感染症に関する知識の普及

- ・ ホームページを活用した動物由来感染症情報の発信を行う。(継)
- ・ ペットショップなど動物取扱業者を通じた県民への啓発に努める。(継)

② 動物由来感染症の情報収集と調査研究等

ア 動物由来感染症に関する情報収集及び提供

- ・ 国をはじめとする関係機関と緊密に連携し，動物由来感染症に関する情報収集と提供に努める。(継)

(3) 実験動物の適正な取扱いに係る普及啓発

【現状と課題】

実験動物の取り扱いに関しては，環境省が「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」(平成18年4月環境省告示第88号)を定め，動物を飼養及び利用する施設の自主管理により，取扱いの適正化を図る仕組みとなっていますが，動物が命あるものであることを踏まえ，その科学上の利用の目的を達することができる範囲において，適切な措置等を講じることが課題となっています。

【推進方向と計画】

① 適正な取扱いに係る普及啓発の実施

- ・ 基準の周知に努めるとともに、「3Rの原則」を普及啓発していく。(継)

「3Rの原則」 代替法の活用：Replacement

使用数の削減：Reduction

苦痛の軽減：Refinement

(4) 産業動物の適正な取扱いに係る普及啓発

【現状と課題】

産業動物の適切な取扱いは、「産業動物の飼養及び保管に関する基準」(昭和62年10月9日総理府告示第22号)が示されていることから、畜産業者等が、飼養する動物の特性等を正しく理解し、愛護の精神をもって適正に飼養することが必要とされています。

【推進方向と計画】

① 畜産業者等に対する普及啓発

- ・ 庁内の関係課と連携を図り、畜産業者等に対して「産業動物の飼養及び保管に関する基準」を踏まえ、動物の生理、生態、習性等を正しく理解し、愛情をもって飼養することや、日常の衛生管理の励行等について、普及啓発に努めていく。(継)

(5) 遺棄や虐待事例等における警察との連携

【現状と課題】

平成25年9月の法改正により、愛護動物の遺棄や虐待について、罰則が大幅に引き上げられました。

また、近年、愛護動物の遺棄や虐待事例等に関する事件がニュースとして大きく取り上げられるなど、社会的な問題となっております。

今後、このような遺棄や虐待事例等の探知や協力体制について、警察とのさらなる連携が必要です。

【推進方向と計画】

① 警察との連携強化

- ・ 連携強化のための会議等を行う。(新)

資 料 編

表1 茨城県の殺処分頭数等の推移(平成2年度から平成26年度)

年度	犬猫合計			犬							猫		
	殺処分頭数	収容頭数	譲渡頭数	殺処分頭数	生犬払下※1	引取頭数	捕獲頭数	返還頭数	返還率	譲渡頭数	殺処分頭数	子猫殺処分頭数※2	引取頭数
平成2年度	27,512	31,314	223	18,611	3,402	14,453	7,920	80	1.0%	223	8,901	8,941	0
平成3年度	27,210	30,242	221	17,782	2,819	13,901	6,936	73	1.1%	219	9,428	9,405	2
平成4年度	25,776	28,733	297	16,565	2,582	13,101	6,422	68	1.1%	297	9,211	9,210	0
平成5年度	24,688	27,489	236	15,590	2,507	11,812	6,580	86	1.3%	236	9,098	9,097	0
平成6年度	24,488	26,520	140	16,055	1,962	11,513	6,616	101	1.5%	139	8,433	8,391	1
平成7年度	24,540	26,068	231	16,666	1,426	10,884	7,361	57	0.8%	231	7,874	7,823	0
平成8年度	24,023	24,692	192	16,391	891	10,858	6,231	27	0.4%	192	7,632	7,603	0
平成9年度	23,151	24,065	226	15,293	749	10,105	6,107	50	0.8%	224	7,858	7,853	2
平成10年度	23,312	24,140	210	14,618	619	9,845	5,644	57	1.0%	210	8,694	8,651	0
平成11年度	21,331	22,086	163	13,116	715	8,942	4,934	64	1.3%	163	8,215	8,210	0
平成12年度	21,436	21,624	183	12,904	60	8,208	4,910	49	1.0%	182	8,532	8,506	1
平成13年度	20,839	21,338	448	11,643		7,395	4,773	55	1.2%	441	9,196	9,170	7
平成14年度	18,399	18,771	437	10,713		6,955	4,187	45	1.1%	423	7,686	7,629	14
平成15年度	16,853	17,420	502	9,868		5,642	4,817	80	1.7%	398	6,985	6,961	104
平成16年度	14,117	14,344	117	8,837		4,371	4,681	111	2.4%	105	5,280	5,292	12
平成17年度	12,460	12,740	186	7,880		3,305	4,853	93	1.9%	185	4,580	4,582	1
平成18年度	11,741	12,306	270	7,249		3,064	4,664	74	1.6%	256	4,492	4,578	14
平成19年度	9,717	10,498	526	6,189		2,314	4,519	74	1.6%	475	3,528	3,665	51
平成20年度	9,028	10,226	1,000	5,467		2,083	4,296	62	1.4%	788	3,561	3,847	212
平成21年度	7,391	8,479	991	4,108		1,414	3,544	129	3.6%	749	3,283	3,521	242
平成22年度	6,565	7,638	984	3,589		1,426	2,944	153	5.2%	696	2,976	2,406	288
平成23年度	6,126	7,268	1,056	3,334		1,601	2,669	172	6.4%	846	2,792	2,402	298
平成24年度	6,374	7,391	961	3,177		1,399	2,494	174	7.0%	665	3,197	2,744	296
平成25年度	4,931	6,153	1,159	2,158		934	2,181	139	6.4%	827	2,773	2,513	332
平成26年度	3,969	5,251	1,107	1,751		558	2,048	146	7.1%	704	2,218	2,062	403

※1:実験動物として犬を払い下げていたもので平成13年度以降行っておりません。 ※2:子猫殺処分頭数は猫殺処分頭数の再掲で平成22年度以降集計を行っています。

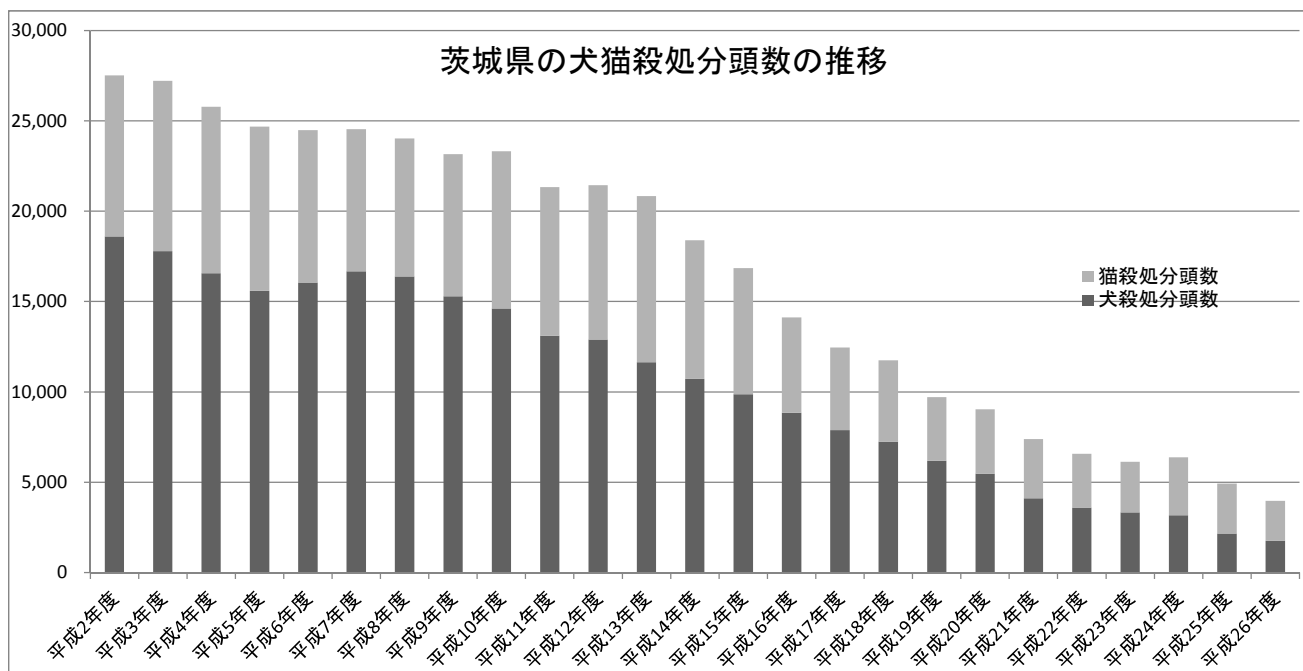


表3 都道府県別 犬の登録・狂犬病予防注射頭数等(平成25年度)

	登録頭数	予防注射頭数	注射率	徘徊犬の抑留及び返還頭数			
				抑留	拘留率	返還	返還率
全国	6,747,201	4,899,484	72.60%	38,961	0.58%	13,852	35.55%
北海道	273,549	189,964	69.40%	1,522	0.56%	613	40.28%
青森	66,436	56,195	84.60%	449	0.68%	154	34.30%
岩手	74,020	68,166	92.10%	304	0.41%	173	56.91%
宮城	131,255	107,861	82.20%	792	0.60%	457	57.70%
秋田	45,668	36,209	79.30%	172	0.38%	67	38.95%
山形	44,031	41,129	93.40%	239	0.54%	155	64.85%
福島	111,593	82,805	74.20%	1,004	0.90%	473	47.11%
茨城	183,820	122,032	66.40%	2,181	1.19%	139	6.37%
栃木	116,689	80,685	69.10%	1,491	1.28%	311	20.86%
群馬	128,202	99,251	77.40%	1,612	1.26%	682	42.31%
埼玉	375,125	274,208	73.10%	1,733	0.46%	841	48.53%
千葉	334,281	241,571	72.30%	2,158	0.65%	580	26.88%
東京	516,567	380,188	73.60%	203	0.04%	165	81.28%
神奈川	501,830	385,626	76.80%	1,099	0.22%	662	60.24%
新潟	105,038	90,365	86.00%	421	0.40%	285	67.70%
富山	49,534	38,469	77.70%	240	0.48%	163	67.92%
石川	50,357	35,607	70.70%	253	0.50%	158	62.45%
福井	33,756	24,029	71.20%	170	0.50%	125	73.53%
山梨	54,010	41,609	77.00%	721	1.33%	499	69.21%
長野	121,791	113,856	93.50%	908	0.75%	626	68.94%
岐阜	134,783	106,752	79.20%	747	0.55%	372	49.80%
静岡	230,177	184,342	80.10%	832	0.36%	494	59.38%
愛知	466,637	365,568	78.30%	1,713	0.37%	946	55.22%
三重	135,671	92,435	68.10%	537	0.40%	324	60.34%
滋賀	82,662	57,732	69.80%	467	0.56%	164	35.12%
京都	121,530	81,534	67.10%	364	0.30%	113	31.04%
大阪	382,036	245,096	64.20%	326	0.09%	154	47.24%
兵庫	316,557	218,008	68.90%	448	0.14%	70	15.63%
奈良	60,776	45,140	74.30%	287	0.47%	89	31.01%
和歌山	49,455	31,256	63.20%	274	0.55%	86	31.39%
鳥取	25,908	18,945	73.10%	263	1.02%	117	44.49%
島根	38,245	29,392	76.90%	258	0.67%	102	39.53%
岡山	105,159	60,776	57.80%	933	0.89%	195	20.90%
広島	154,407	109,116	70.70%	470	0.30%	40	8.51%
山口	85,685	63,466	74.10%	1,321	1.54%	157	11.88%
徳島	42,370	26,231	61.90%	1,027	2.42%	79	7.69%
香川	70,370	43,869	62.30%	290	0.41%	24	8.28%
愛媛	83,774	49,761	59.40%	657	0.78%	114	17.35%
高知	47,002	31,208	66.40%	443	0.94%	101	22.80%
福岡	270,824	172,998	63.90%	1,009	0.37%	360	35.68%
佐賀	46,462	32,444	69.80%	427	0.92%	146	34.19%
長崎	71,348	52,705	73.90%	760	1.07%	170	22.37%
熊本	109,897	75,233	68.50%	2,157	1.96%	486	22.53%
大分	68,233	42,995	63.00%	783	1.15%	259	33.08%
宮崎	65,350	47,222	72.30%	1,204	1.84%	451	37.46%
鹿児島	97,667	72,342	74.10%	1,434	1.47%	459	32.01%
沖縄	66,664	33,093	49.60%	1,858	2.79%	452	24.33%

表4 市町村別 犬の登録・狂犬病予防注射頭数等(平成26年度)

市町村名	飼い犬 登録総数	狂犬病予防注射		人口	人口1万人当たり 飼養頭数
		実施頭数	実施率		
水戸市	12,822	9,079	70.8%	270,291	474.4
日立市	8,481	6,084	71.7%	186,132	455.6
土浦市	8,572	4,747	55.4%	142,094	603.3
古河市	8,352	5,917	70.8%	141,340	590.9
石岡市	6,132	1,837	30.0%	76,859	797.8
結城市	3,338	2,488	74.5%	51,595	647.0
龍ヶ崎市	4,781	3,043	63.6%	78,989	605.3
下妻市	3,498	2,131	60.9%	43,595	802.4
常総市	4,932	2,581	52.3%	63,154	780.9
常陸太田市	3,493	2,668	76.4%	53,309	655.2
高萩市	1,460	1,024	70.1%	29,561	493.9
北茨城市	2,452	1,557	63.5%	44,471	551.4
笠間市	6,293	3,838	61.0%	77,424	812.8
取手市	6,221	3,795	61.0%	106,999	581.4
牛久市	4,544	3,410	75.0%	83,589	543.6
つくば市	11,818	9,212	77.9%	219,093	539.4
ひたちなか市	6,455	4,798	74.3%	156,380	412.8
鹿嶋市	4,628	2,575	55.6%	66,653	694.3
潮来市	2,317	1,325	57.2%	29,382	788.6
守谷市	4,393	2,407	54.8%	63,856	688.0
常陸大宮市	2,983	2,154	72.2%	43,144	691.4
那珂市	2,762	2,177	78.8%	53,814	513.2
筑西市	6,788	4,343	64.0%	105,237	645.0
坂東市	3,909	2,684	68.7%	54,937	711.5
稲敷市	3,713	1,877	50.6%	44,159	840.8
かすみがうら市	3,062	1,753	57.3%	42,267	724.4
桜川市	3,012	2,042	67.8%	43,433	693.5
神栖市	6,241	3,567	57.2%	94,055	663.5
行方市	3,066	1,930	62.9%	35,635	860.4
鉾田市	4,381	2,508	57.2%	48,090	911.0
つくばみらい市	3,170	2,056	64.9%	47,061	673.6
小美玉市	3,962	2,906	73.3%	51,451	770.1
茨城町	2,911	1,513	52.0%	33,121	878.9
大洗町	874	585	66.9%	17,222	507.5
城里町	1,687	1,147	68.0%	20,444	825.2
東海村	1,759	1,203	68.4%	37,856	464.7
大子町	1,449	1,184	81.7%	18,575	780.1
美浦村	1,425	773	54.2%	16,316	873.4
阿見町	3,350	2,488	74.3%	47,796	700.9
河内町	885	463	52.3%	9,424	939.1
八千代町	1,739	1,063	61.1%	22,361	777.7
五霞町	715	505	70.6%	9,004	794.1
境町	1,898	1,160	61.1%	24,891	762.5
利根町	1,030	900	87.4%	16,764	614.4
合計	181,753	117,497	64.6%	2,921,823	622.1

人口については平成25年4月1日現在のもの

表5 市町村別 犬猫の引取り及び捕獲頭数(平成26年度)

市町村名	犬				猫		
	引取り頭数			捕獲頭数	引取り頭数		
	所有者から	所有者不明	合計		所有者から	所有者不明	合計
水戸市	17	9	26	101	24	185	209
日立市	15	1	16	15	9	92	101
土浦市	2	6	8	29	5	153	158
古河市	4	18	22	44	0	115	115
石岡市	6	10	16	81	6	60	66
結城市	2	5	7	43	0	54	54
龍ヶ崎市	2	1	3	17	0	60	60
下妻市	4	5	9	53	0	40	40
常総市	3	20	23	96	5	75	80
常陸太田市	3	1	4	13	2	70	72
高萩市	2	0	2	12	0	53	53
北茨城市	5	0	5	2	0	25	25
笠間市	7	30	37	72	3	175	178
取手市	7	0	7	1	0	11	11
牛久市	0	4	4	9	1	18	19
つくば市	6	7	13	68	6	75	81
ひたちなか市	4	1	5	22	28	80	108
鹿嶋市	0	2	2	97	4	114	118
潮来市	2	0	2	31	0	30	30
守谷市	1	0	1	8	0	5	5
常陸大宮市	2	7	9	12	0	17	17
那珂市	0	5	5	9	0	38	38
筑西市	11	13	24	100	0	34	34
坂東市	2	53	55	126	0	87	87
稲敷市	1	5	6	56	0	68	68
かすみがうら市	9	7	16	19	0	33	33
桜川市	4	65	69	19	7	20	27
神栖市	6	8	14	206	12	179	191
行方市	8	12	20	94	13	28	41
鉾田市	14	14	28	147	1	56	57
つくばみらい市	2	8	10	28	0	31	31
小美玉市	9	14	23	138	1	144	145
茨城町	4	8	12	116	0	32	32
大洗町	1	1	2	1	18	34	52
城里町	7	27	34	17	0	66	66
東海村	3	0	3	2	0	7	7
大子町	1	0	1	6	0	19	19
美浦村	1	1	2	20	1	22	23
阿見町	0	1	1	0	0	13	13
河内町	0	0	0	8	2	13	15
八千代町	1	0	1	34	0	6	6
五霞町	0	0	0	1	7	27	34
境町	3	8	11	73	0	8	8
利根町	0	0	0	2	0	18	18
合計	181	377	558	2,048	155	2,490	2,645

表6 市町村別 動物愛護管理推進計画達成のための削減目標頭数(平成26年度 犬の引取り頭数)

	人口 (H26)	平成26年度 犬の引取り頭数			目標頭数※	削減目標頭数
		所有者から	所有者不明	合計		
水戸市	270,291	17	9	26	28	▲ 2
日立市	186,132	15	1	16	19	▲ 3
土浦市	142,094	2	6	8	15	▲ 7
古河市	141,340	4	18	22	15	7
石岡市	76,859	6	10	16	8	8
結城市	51,595	2	5	7	5	2
龍ヶ崎市	78,989	2	1	3	8	▲ 5
下妻市	43,595	4	5	9	4	5
常総市	63,154	3	20	23	6	17
常陸太田市	53,309	3	1	4	5	▲ 1
高萩市	29,561	2	0	2	3	▲ 1
北茨城市	44,471	5	0	5	5	0
笠間市	77,424	7	30	37	8	29
取手市	106,999	7	0	7	11	▲ 4
牛久市	83,589	0	4	4	9	▲ 5
つくば市	219,093	6	7	13	22	▲ 9
ひたちなか市	156,380	4	1	5	16	▲ 11
鹿嶋市	66,653	0	2	2	7	▲ 5
潮来市	29,382	2	0	2	3	▲ 1
守谷市	63,856	1	0	1	7	▲ 6
常陸大宮市	43,144	2	7	9	4	5
那珂市	53,814	0	5	5	6	▲ 1
筑西市	105,237	11	13	24	11	13
坂東市	54,937	2	53	55	6	49
稲敷市	44,159	1	5	6	5	1
かすみがうら市	42,267	9	7	16	4	12
桜川市	43,433	4	65	69	4	65
神栖市	94,055	6	8	14	10	4
行方市	35,635	8	12	20	4	16
鉾田市	48,090	14	14	28	5	23
つくばみらい市	47,061	2	8	10	5	5
小美玉市	51,451	9	14	23	5	18
茨城町	33,121	4	8	12	3	9
大洗町	17,222	1	1	2	2	0
城里町	20,444	7	27	34	2	32
東海村	37,856	3	0	3	4	▲ 1
大子町	18,575	1	0	1	2	▲ 1
美浦村	16,316	1	1	2	2	0
阿見町	47,796	0	1	1	5	▲ 4
河内町	9,424	0	0	0	1	▲ 1
八千代町	22,361	1	0	1	2	▲ 1
五霞町	9,004	0	0	0	1	▲ 1
境町	24,891	3	8	11	3	8
利根町	16,764	0	0	0	2	▲ 2
合計	2,921,823	181	377	558	300	258

※動物愛護管理推進計画の目標頭数を市町村人口割合により換算

表7 市町村別 動物愛護管理推進計画達成のための削減目標頭数(平成26年度 猫の引取り頭数)

	人口 (H26)	平成26年度 猫の引取り頭数			目標頭数※	削減目標頭数
		所有者から	所有者不明	合計		
水戸市	270,291	24	185	209	111	98
日立市	186,132	9	92	101	76	25
土浦市	142,094	5	153	158	58	100
古河市	141,340	0	115	115	58	57
石岡市	76,859	6	60	66	32	34
結城市	51,595	0	54	54	21	33
龍ヶ崎市	78,989	0	60	60	32	28
下妻市	43,595	0	40	40	18	22
常総市	63,154	5	75	80	26	54
常陸太田市	53,309	2	70	72	22	50
高萩市	29,561	0	53	53	12	41
北茨城市	44,471	0	25	25	18	7
笠間市	77,424	3	175	178	32	146
取手市	106,999	0	11	11	44	▲ 33
牛久市	83,589	1	18	19	34	▲ 15
つくば市	219,093	6	75	81	90	▲ 9
ひたちなか市	156,380	28	80	108	64	44
鹿嶋市	66,653	4	114	118	27	91
潮来市	29,382	0	30	30	12	18
守谷市	63,856	0	5	5	26	▲ 21
常陸大宮市	43,144	0	17	17	18	▲ 1
那珂市	53,814	0	38	38	22	16
筑西市	105,237	0	34	34	43	▲ 9
坂東市	54,937	0	87	87	23	64
稲敷市	44,159	0	68	68	18	50
かすみがうら市	42,267	0	33	33	17	16
桜川市	43,433	7	20	27	18	9
神栖市	94,055	12	179	191	39	152
行方市	35,635	13	28	41	15	26
鉾田市	48,090	1	56	57	20	37
つくばみらい市	47,061	0	31	31	19	12
小美玉市	51,451	1	144	145	21	124
茨城町	33,121	0	32	32	14	18
大洗町	17,222	18	34	52	7	45
城里町	20,444	0	66	66	8	58
東海村	37,856	0	7	7	16	▲ 9
大子町	18,575	0	19	19	8	11
美浦村	16,316	1	22	23	7	16
阿見町	47,796	0	13	13	20	▲ 7
河内町	9,424	2	13	15	4	11
八千代町	22,361	0	6	6	9	▲ 3
五霞町	9,004	7	27	34	4	30
境町	24,891	0	8	8	10	▲ 2
利根町	16,764	0	18	18	7	11
合計	2,921,823	155	2,490	2,645	1,200	1,445

※動物愛護管理推進計画の目標頭数を市町村人口割合により換算

表8 市町村別 動物愛護管理推進計画達成のための削減目標頭数(平成26年度 犬猫の引取り頭数)

	人口 (H26)	平成26年度 犬猫の引取り頭数			目標頭数※	削減目標頭数
		所有者から	所有者不明	合計		
水戸市	270,291	41	194	235	139	96
日立市	186,132	24	93	117	96	21
土浦市	142,094	7	159	166	73	93
古河市	141,340	4	133	137	73	64
石岡市	76,859	12	70	82	39	43
結城市	51,595	2	59	61	26	35
龍ヶ崎市	78,989	2	61	63	41	22
下妻市	43,595	4	45	49	22	27
常総市	63,154	8	95	103	32	71
常陸太田市	53,309	5	71	76	27	49
高萩市	29,561	2	53	55	15	40
北茨城市	44,471	5	25	30	23	7
笠間市	77,424	10	205	215	40	175
取手市	106,999	7	11	18	55	▲ 37
牛久市	83,589	1	22	23	43	▲ 20
つくば市	219,093	12	82	94	112	▲ 18
ひたちなか市	156,380	32	81	113	80	33
鹿嶋市	66,653	4	116	120	34	86
潮来市	29,382	2	30	32	15	17
守谷市	63,856	1	5	6	33	▲ 27
常陸大宮市	43,144	2	24	26	22	4
那珂市	53,814	0	43	43	28	15
筑西市	105,237	11	47	58	54	4
坂東市	54,937	2	140	142	28	114
稲敷市	44,159	1	73	74	23	51
かすみがうら市	42,267	9	40	49	22	27
桜川市	43,433	11	85	96	22	74
神栖市	94,055	18	187	205	48	157
行方市	35,635	21	40	61	18	43
鉾田市	48,090	15	70	85	25	60
つくばみらい市	47,061	2	39	41	24	17
小美玉市	51,451	10	158	168	26	142
茨城町	33,121	4	40	44	17	27
大洗町	17,222	19	35	54	9	45
城里町	20,444	7	93	100	10	90
東海村	37,856	3	7	10	19	▲ 9
大子町	18,575	1	19	20	10	10
美浦村	16,316	2	23	25	8	17
阿見町	47,796	0	14	14	25	▲ 11
河内町	9,424	2	13	15	5	10
八千代町	22,361	1	6	7	11	▲ 4
五霞町	9,004	7	27	34	5	29
境町	24,891	3	16	19	13	6
利根町	16,764	0	18	18	9	9
合計	2,921,823	336	2,867	3,203	1,500	1,703

※動物愛護管理推進計画の目標頭数を市町村人口割合により換算

表9 市町村別 動物愛護管理推進計画達成のための削減目標頭数(平成26年度 犬捕獲頭数)

	人口(H26)	犬捕獲頭数	目標頭数※	削減目標頭数
水戸市	270,291	101	93	8
日立市	186,132	15	64	▲ 49
土浦市	142,094	29	49	▲ 20
古河市	141,340	44	48	▲ 4
石岡市	76,859	81	26	55
結城市	51,595	43	18	25
龍ヶ崎市	78,989	17	27	▲ 10
下妻市	43,595	53	15	38
常総市	63,154	96	22	74
常陸太田市	53,309	13	18	▲ 5
高萩市	29,561	12	10	2
北茨城市	44,471	2	15	▲ 13
笠間市	77,424	72	26	46
取手市	106,999	1	37	▲ 36
牛久市	83,589	9	29	▲ 20
つくば市	219,093	68	75	▲ 7
ひたちなか市	156,380	22	54	▲ 32
鹿嶋市	66,653	97	23	74
潮来市	29,382	31	10	21
守谷市	63,856	8	22	▲ 14
常陸大宮市	43,144	12	15	▲ 3
那珂市	53,814	9	18	▲ 9
筑西市	105,237	100	36	64
坂東市	54,937	126	19	107
稲敷市	44,159	56	15	41
かすみがうら市	42,267	19	14	5
桜川市	43,433	19	15	4
神栖市	94,055	206	32	174
行方市	35,635	94	12	82
鉾田市	48,090	147	16	131
つくばみらい市	47,061	28	16	12
小美玉市	51,451	138	18	120
茨城町	33,121	116	11	105
大洗町	17,222	1	6	▲ 5
城里町	20,444	17	7	10
東海村	37,856	2	13	▲ 11
大子町	18,575	6	6	▲ 0
美浦村	16,316	20	6	14
阿見町	47,796	0	16	▲ 16
河内町	9,424	8	3	5
八千代町	22,361	34	8	26
五霞町	9,004	1	3	▲ 2
境町	24,891	73	9	64
利根町	16,764	2	6	▲ 4
合計	2,921,823	2,048	1,000	1,048

※動物愛護管理推進計画の目標頭数を市町村人口割合により換算

表 10

災害時における愛玩動物の救護活動に関する協定

【締結日】

- ・平成25年3月27日

【締結先一覧】

- ・公益社団法人 茨城県獣医師会
- ・公益社団法人 日本愛玩動物協会（茨城県支所）
- ・NPO 法人 ポチたま会
- ・NPO 法人 しっぽのなかま
- ・NPO 法人 動物愛護を考える茨城県民ネットワーク

【協定内容】

- ・動物救護本部の運営
- ・被災動物の救護
- ・被災動物の応急処置（獣医師会）

茨城県の動物愛護管理行政の沿革

- 昭和25年 ○「狂犬病予防法」の施行に伴い、保健所が業務を所管。
・犬の登録，狂犬病予防注射の推進 ・犬の捕獲抑留
- 昭和48年 ○「動物の保護及び管理に関する法律」が，議員立法で制定。
- 昭和54年 ○「茨城県動物の保護及び管理に関する条例」を制定。
○茨城県動物指導センターを開設，狂犬病予防法及び動物保護管理法関係業務を所管。同センター動物等で，保健所に収容された犬，猫の収集，保管及び殺処分業務を開始。
- 昭和57年 ○動物愛護週間に伴う動物愛護フェスティバル事業を開始（年1回）。
- 昭和61年 ○総理府との共催事業として「動物愛護フェスティバル‘86いばらき」を実施。
- 昭和62年 ○保健所で分掌していた動物指導業務（犬の捕獲，犬猫の引取業務）を動物指導センターに一元化し，保健所での業務を廃止。
○保健所での犬猫引取業務廃止に伴う代替措置として，市町村の公民館等を巡回して引取りを行う定時定点回収業務を開始。
- 平成 元年 ○小学校飼育動物の検診等を通じ，小学校児童を対象とした動物愛護思想の普及啓発を行う「動物ふれあい教室」事業を実施。
- 平成 5年 ○犬猫譲渡情報バンク事業を開始し，飼養希望者と提供者の情報仲介を行い，併せて繁殖制限措置指導を行っている。
- 平成11年 ○平成11年12月第146回国会において「動物の愛護及び管理に関する法律」に改正（平成12年12月1日施行）。
- 平成12年 ○改正「動物の愛護及び管理に関する法律」施行。
○法律の改正にあわせ「茨城県動物の愛護及び管理に関する条例」に改正（平成12年4月1日施行）。
- 平成13年 ○動物指導センターホームページ開設
○動物愛護ボランティアを委嘱する動物愛護推進員事業の開始。
- 平成14年 ○民間ボランティア団体への犬猫の譲渡事業を開始。
- 平成15年 ○「茨城県動物の愛護及び管理に関する条例」の一部改正，法第17条に規定する動物愛護担当職員の規定を追加。
○動物指導センター組織を管理課，保護指導課，愛護推進課の三課体制に改編。
○「茨城県動物愛護推進計画」策定。
- 平成16年 ○飼い主からの犬猫引取りを有料化。
○法による動物愛護週間を茨城県動物愛護月間に拡大し，キャンペーン事業を開始。

- 平成17年 ○「動物の愛護及び管理に関する法律」改正（平成18年6月1日施行）。
「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」の策定、動物取扱業の登録制の開始。
- 「茨城県動物の愛護及び管理に関する条例」の一部改正、犬の多頭飼養届出制の開始。
- 平成18年 ○改正「動物の愛護及び管理に関する法律」施行。
- 平成19年 ○学校獣医師設置推進事業の開始
- 平成20年 ○「茨城県動物愛護推進計画」改定。
○犬猫譲渡支援団体認定事業の開始。
- 平成21年 ○定時定点回収業務の廃止（平成22年3月末日）。
- 平成22年 ○犬の飼い方アドバイザー育成事業の開始（平成26年度終了）。
- 平成23年 ○動物ふれあい教室の実施（学校獣医師設置推進事業からの変更）。
- 平成24年 ○「動物の愛護及び管理に関する法律」改正（平成25年4月1日施行）
「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」の改定、飼い主からの犬猫引取拒否の要件の追加。
- 平成25年 ○改正「動物の愛護及び管理に関する法律」施行。
○「茨城県動物の愛護及び管理に関する条例」の一部改正。
猫の屋内飼養の努力義務（平成26年4月1日施行）、犬の多頭飼養届出制に猫を追加（平成26年7月1日施行）。
- 平成26年 ○犬猫の引取り手数料の改正（平成27年4月1日施行）
- 平成27年 ○「茨城県動物愛護推進計画」改定。（10月）